

四條畷市地域包括支援センター支援システム
構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、四條畷市地域包括支援センター支援システム(以下「本システム」という。)構築・運用保守業務委託について、価格のみでなく総合的な見地から判断し、四條畷市(以下「本市」という。)に最も適したシステムを導入し、安定的な運用保守を提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 件名

四條畷市地域包括支援センター支援システム構築・運用保守業務委託

(2) 業務内容

別紙「四條畷市地域包括支援センター支援システム構築・運用保守業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約方法及び支払方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、以下のとおり契約を締結する。

① システム導入構築に係る業務

【契約期間】契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

※令和5年7月締結予定

業務完了後、契約金額を一括で支払う。(令和5年度予算により執行)

② 運用・保守業務

【契約期間】令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

契約金額を60で除した金額を委託料として毎月支払う。端数金額の調整は別途協議のうえ決定する。

(4) 提案上限額

総額 29,690,900円(税抜き)

ア システム導入構築に係る業務(令和5年度予算)

22,605,900円(税抜き)

イ 運用・保守業務(令和6年度から令和10年度までの債務負担行為)

7,085,000円(税抜き)

※システム本稼働以降に生じる一切の費用

3 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しな

い者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと

(4) 国又は地方自治体若しくは本市から資格停止措置等を受けていないこと。

(5) 本市に対する入札参加資格を有しており、「物品役務 事務用機械器具類 コンピューター機器」の登録があること。

(6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(7) 提案金額については提案上限額を超えないこと。

(8) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又は営業所等があること。

(9) 平成30年4月1日から一次審査提出書類の提出期限までの間に他自治体において、本業務と同種業務(システム構築・運用保守業務)の契約を締結し、履行した実績があること。

(10) システム調達業者として選定された場合は、当該契約満了時においてシステム内に蓄積されたデータを、市が指定する形式で抽出し、無償で引き渡すこと。

4 スケジュール

令和6年4月1日の本稼動日に間に合うようシステム調達を完了させること。

| 項目 | 日程 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ①公示及びプロポーザル必要書類等の配布 (HP 掲載) | 令和5年 5月 25日(木) から 6月 13日(火) |
| ②質問事項受付 | 令和5年 5月 31日(水) 午前9時～12時 |
| ③質問事項回答日 | 令和5年 6月 6日(火) |
| ④選考関係書類(一次審査)の提出期限 | 令和5年 6月 13日(火) |
| ⑤一次審査結果の通知 | 令和5年 6月 21日(水) |
| ⑥企画提案書(二次審査)の提出期限 | 令和5年 6月 26日(月) |
| ⑦プレゼンテーション及びヒアリング (二次審査) | 令和5年7月上旬 |
| ⑧詳細要件確認・合意 | 令和5年7月中旬 |
| ⑨最終選考結果通知、契約締結 | 令和5年7月中旬 |

5 応募手続き

各様式については、本市ホームページから取得すること。

(1) 質問書の受付及び回答

委託内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

① 受付日時

令和5年5月31日(水) 午前9時～12時

② 提出書類

ア 質問書(様式第6号)

③ 受付方法

②の提出書類を健康福祉部高齢福祉課あてに電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した直後に高齢福祉課あてに必ず架電すること。

メールアドレス:kourei@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話 :072-877-2121(内線693)

④ 回答日

令和5年6月6日(火)

⑤ 回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、ホームページに掲載する。

(2) 一次審査提出書類の提出

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

① 提出期限

令和5年6月13日(火)午後5時必着

② 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号)

イ 業務実績調書(様式第2号)

ウ 機能要件回答書(様式第3号)

エ 見積書(様式第4号)

③ 提出方法等

提出書類を健康福祉部高齢福祉課あてに以下のとおり提出すること。

| 形式 | 部数 | 提出方法 | |
|-----|----|--------|-----------------------------------------|
| 紙媒体 | 1部 | 郵送又は持参 | 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 健康福祉部高齢福祉課 |

| | | | |
|-----|----|-------|-------------------------------|
| PDF | 1部 | 電子メール | kourei@city.shijonawate.lg.jp |
|-----|----|-------|-------------------------------|

(3) 結果通知書の送付

参加申込みした事業者には一次審査の結果通知書を送付する。

送付予定時期: 令和5年6月 21 日(水)

※一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

(4) 二次審査提出書類の提出

二次審査に参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①提出期限

令和5年6月 26 日(月)午後5時必着

②提出書類

ア 企画提案書提出届(様式第5号)

イ 企画提案書(任意様式)

(様式について)

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型(一部A3版資料折込使用可)のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数は20枚を上限とする。なお、A4版片面の印刷に対して1枚と数え、両面での印刷は2枚と数える。A3版片面印刷についてはA4版片面印刷の2枚と数える。

(記載内容について)

企画提案書は、別紙「四條畷市地域包括支援センター支援システム構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という。)に記載している審査の評価項目・評価内容に基づく提案を、評価項目の順に記載すること。

③ 提出方法等

提出書類を健康福祉部高齢福祉課あてに以下のとおり提出すること。

| 形式 | 部数 | 提出方法 | |
|-----|----|--------|-----------------------------------------|
| 紙媒体 | 6部 | 郵送又は持参 | 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 健康福祉部高齢福祉課 |
| PDF | 1部 | 電子メール | kourei@city.shijonawate.lg.jp |

6 審査及び受託候補事業者の選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、事務局が一次審査として選考関係書類を、四條畷

市地域包括支援センター支援システム業者選定検討委員会委員(以下「委員」という。)が二次審査としてプレゼンテーション及びヒアリングの内容を、審査基準に基づき評価・採点し審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。

なお、受託候補事業者と本市との間で「4 スケジュール」に記載の詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様を満たしていると認められない場合は次点者との交渉に移行するケースがある。

(1)書類審査及び価格評価点(一次審査)

- ① 業務実績調書記載事項に係る評価点
- ② 機能要件回答書記載事項に係る評価点
- ③ 価格評価点

(2)プレゼンテーション及びヒアリング(二次審査)

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行い委員からのヒアリングを受けるものとする。

① 実施方法

プレゼンテーションは自由形式とするが、評価項目の「機能性」のプレゼンテーションに際しては、システム画面を表示し実演を交えて説明すること。

また、実施場所は四條畷市役所内で出席者は3名までとし、電子機器については、事業者において用意すること。(スクリーンは除く)

② 実施時間

準備、プレゼンテーション、委員からのヒアリング(約10分以内)を含め計60分以内とする。

7 選定結果等の公表方法

本市ホームページに、受託事業者の名称及び合計得点を掲載する。なお、次点以降の参加事業者については合計得点のみを掲載する。

8 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届(様式第7号)の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

9 契約保証金

本市財務規則に基づく。

10 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 一次審査(書類審査)、二次審査(プレゼンテーション)それぞれの得点が6割に満たなかった場合
- (5) 選考期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

11 その他の留意事項

- (1) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出物の返却は一切行わない。
- (4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

12 問い合わせ先

四條畷市 健康福祉部高齢福祉課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話:072-877-2121(内線693)

e-mail:kourei@city.shijonawate.lg.jp

担当:萩原(はぎはら)